

第 46 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会【部会①】

日時：2024 年 8 月 7 日（水）

部会①・部会②・部会③ 10:00～12:00（予定）

場所：JR 東日本現地会議室

次 第

【部会①】

(1)開会

(2)京急連立事業（1工区）に伴う埋蔵文化財調査成果について（報告） 【資料1】

(3)京急線連立 仮南行線築造に伴う高輪築堤への影響について 【資料2】

(4)京急線連立 第8橋梁北横仕切堤付近 本設（地平）化工事計画について 【資料3】

(5)その他

(6)閉会

※なお、資料のなかで個人に関する情報や事業の関係等で非公開である情報については、一部表現を修正しています。その他、写真・図について一部訂正や出典等の加筆・修正をしています。

第 44 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会（部会①）

前回議事録

開催記録

1 開催概要

- 日 時：令和6年6月5日（水）10：00 ～ 12：00
- 場 所：TKP ガーデンシティ PREMIUM 品川高輪口 ホール3C
- 出席者：

表 出席者一覧

委員長	・ 谷川 章雄氏（早稲田大学名誉教授）
委員	・ 老川 慶喜氏（立教大学名誉教授）※ オンライン ・ 小野田 滋氏（鉄道総合技術研究所 アドバイザー） ・ 古関 潤一氏（東京大学名誉教授・ライト工業株式会社 R&D センター テクニカルオフィサー）
オブザーバー	・ 文化庁文化財第二課 史跡部門 ・ 港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・ 港区街づくり支援部 ・ 東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・ 東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課 ・ 東京都 交通局 建設工務部 計画改良課 ・ 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・ 鉄道博物館 学芸部 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター ・ 東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 ・ 京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部
事務局 東日本旅客鉄道(株) 京浜急行電鉄(株)	・ 東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 ・ 京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 他
サポート	・ パシフィックコンサルタンツ株式会社

■ 当日配布資料

1) 議事録確認

- ・ 次第
- ・ 資料1：第43回委員会（5/8）部会②議事録案
- ・ 資料2：第43回委員会（5/8）部会③議事録案

2) 部会①

- ・ 次第
- ・ 資料1：調査の進捗について
- ・ 資料2：TAKANAWA GATEWAY CITY 第Ⅱ期エリア（5・6街区）の確認調査について

2 議事要旨

2.1 議事録確認

(1) 開会

- 第 44 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。(事務局)

(2) 議事録確認

1) 第 43 回委員会 (5/8) 部会②の議事録確認

- 修正指摘なし。(委員一同)

2) 第 43 回委員会 (5/8) 部会③の議事録確認

- 修正指摘なし。(委員一同)

2.2 部会①

(1) 開会

- 第 44 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会の部会①を開会する。(事務局)

(2) 調査の進捗について

- 資料 1 について説明する。(港区)

<説明概要>

- 京急連立事業 1 工区の仮受杭施工箇所のうち、京急第 2 ビル東側の 4 地点ボーリング調査を実施した。
- 明治 20 年地図と重ねると長期間水域だった場所であり、4 地点ともこれまでの調査で整理されてきた基本的な堆積（埋立土←泥土←貝混じりシルト層←硬質粘土層）を示していた。
- 土取場のような人為的な改変の痕跡は見出せず、構造物の一部とみられる木片や石片も検出されなかった。
- 4 地点とも同様に、非常にわかりやすい土層の堆積状況だった。(委員長)
- 木製または石製の構造物の破片は確認されなかったことから、仮受け杭の施工は問題ないと判断したい。(委員長)
 - ← 異議なし。(委員一同)
 - 仮受け杭の施工を承認すると判断する。(委員長)

(3) TAKANAWA GATEWAY CITY 第Ⅱ期エリア（５・６街区）の確認調査について

- 資料２を用意した経緯を説明する。令和３年５月１１日に港区教育委員会からＪＲに要望書を提示し、５・６街区について築堤の現地保存を考慮した開発計画を策定してもらいたいと要望している。５月１５日、２２日にＪＲから遺構の全体像を確認して、まちづくりと文化財の保存の両立のあり方に関する具体的な検討を進めるために必要な調査であるという趣旨の説明を受け、港区の要望書とも合致すると判断し、港区教育委員会として文化財保護法第９９条第１項に基づく調査を行うこととした。（港区）

- 資料２について説明する。（港区）

<説明概要>

- 調査目的は５・６街区の高輪築堤跡の全容を把握し、文化財的評価と保護措置を検討することである。
 - 調査対象は５・６街区の未調査範囲である。
 - 調査方針は２０２３年１月１１日「高輪築堤跡の調査の方針について」を基本とし、本委員会の指導・助言を得て港区教育委員会が事業者と調整のうえ、計画的に実施する。
 - 調査体制は、文化財保護法第９９条第１項に基づき、港区教育委員会が事業者の協力を得て実施する。
 - 調査方法は、基本的には対象範囲内にトレンチを設定して行う。
 - 調査成果は本委員会で報告の上、議事録を公開する。
 - 事業者と協力して現場見学会等を実施する。
- 第３８回委員会で、委員見解として「５・６街区及び隣接地区の高輪築堤跡の遺構と文化財的価値について（２）」という文書をいただき、５・６街区における確認調査の必要性について意見をいただいていた。本委員会の見解も踏まえ、港区の調査に協力していく。ただし、現地は環状４号線や京急連立事業など、関連工事のヤード等にもなっているため、物理的な制約及びスケジュールの制約もあるが、調整しながら目的に即した調査ができるように進めていきたい。（ＪＲ）
- 来週６月１０日に第１１回「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議を開催するが、本日説明いただいた資料２を提示して説明したいと考えている。（事務局ＪＲ）
 - ← 本委員会の見解と、作成者の港区の見解を確認しなければならない。本日の説明は調査を行うという方針のみで具体的な方法は今後の検討となるため、「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議で詳細を質問されても回答できない。（委員長）
 - ← 我々もオブザーバーとして参加している関連した会議体でもあるため、口頭での報告であれば、情報提供した方が良く考える。ただし、本委員会資料の提示については、本資料のみだとこれまでの経緯が分からず、一人歩きしてしまうのではないかと懸念する。（港区）
 - ← できれば口頭説明でお願いするということだがいかがか。（委員長）

- 基本的には確認調査を実施することを口頭にて説明することとし、合わせてエリアなどを示す資料を提示する方向で検討する。(事務局JR)
- ← 説明資料は、JRで作成してもらって良いだろう。現段階では具体的な内容は決まっていないので、基本的な方針について説明する形でお願いしたい。(委員長)
- ← 異議なし。(委員一同)
- 承知した。(事務局JR)
- 資料2の「2. 調査対象」の『築堤構築前後』とはどういう意味か教えてもらいたい。(事務局JR)
 - ← 時代としての前後という意味で、構築前後という意図である。「高輪築堤跡の調査の方針について」に基づき、エリア内で出土した築堤に関連するかもしれない遺構や遺物に関しても、調査を実施していく。(港区)
- 大きな方針としては5・6街区の確認調査を実施していくということで、本委員会の結論としたい。(委員長)
 - ← 異議なし。(委員一同)
- 資料2の文面だけを見ると、記録保存調査との誤解を生むのではないかと思うがいかがか。(JR)
 - ← その心配はない。港区教育委員会の「埋蔵文化財保護の手引き」で確認調査という言葉が定義をされているので、記録保存調査とは別の扱いだと理解してもらえ。(港区)

(4) その他

＜部会①・部会②・部会③終了後＞

- 最後に文化財行政からコメントをもらう。
 - ← 部会③の加工木について、工事の進捗を踏まえた遺跡の調査方法の相談には積極的に応じていきたい。部会①の5・6街区の調査方法についても積極的に協力していきたい。(文化庁)
 - ← 部会①の確認調査について、7月頃から始めたいということだが、ホームページ公開スケジュールを教えてもらいたい。(東京都)
 - 確認調査は本日この場で承認いただいたと思っている。次回の検討委員会において議事録が確定するので、準備出来次第ホームページで公開したい。公開後に現地調査に入る流れで進める。(JR)
 - ← 部会①の確認調査について、7月頃に着手ということだが、議事録公開後に注目されることが想定される。現場が動くとか開発が始まるという認識の質問も来ると思う。取材等への対応も含めて情報共有など、しっかり連携していきたい。(港区)

(5) 閉会

3 議事録

3.1 議事録確認

(1) 開会

- (事務局 JR) 第 44 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。
- ・ 挨拶
 - ・ 資料確認
 - ・ オンラインの案内
 - ・ 次第説明

(2) 議事録確認

- (事務局 JR) 2つの議事録について修正等の指摘はあるか。修正等があれば委員会終了までに連絡をいただきたい。
- (事務局 JR) 意見がなければ、議事録確認を終了する。

3.2 部会①

(1) 開会

- (委員長) 次第に沿って進める。

(2) 調査の進捗について

- (港区) 資料 1 について説明する。今回の調査は、京急連立事業 1 工区の仮受杭施工箇所のうち、京急第 2 ビルの東側の 4 地点のボーリング調査を実施した。明治 20 年の地図と重ねると、長期間水域だった場所となる。4 地点ともこれまでの調査で整理されてきた基本的な堆積と変わらず、基盤となる硬質粘土層の上に貝混じりのシルト層があり、その上に泥土があって、その上にロームを主体とした埋立土が重なっている。埋立土の中で大きな変化は見られなかったので、あまり時期をおかずに埋め立てられたものとみている。土取場のような人為的な改変の痕跡は見出せず、構造物の一部とみられる木片や石片も検出されなかった。
- (委員長) 質問、意見はあるか。
- (委員長) 4 地点とも基本的には同様の堆積状態であった。ここは京急の高架の箇所となるので、ボーリングを施工できる範囲は限定されていたが、結果として、非常にわかりやすい土層の堆積状況だったという印象で

ある。木製または石製の構造物の破片は確認されなかった。この結果から、仮受け杭の施工は問題ないと判断したい。

(委員一同)

異議なし。

(委員長)

では、仮受け杭の施工は承認すると判断する。

(委員長)

他に何かなければ、次に進める。

(3) TAKANAWA GATEWAY CITY 第Ⅱ期エリア（５・６街区）の確認調査について

(港区)

資料２を用意した経緯を説明する。令和３年５月１１日に港区教育委員会から５・６街区について築堤の現地保存を考慮した開発計画を策定してもらいたいという要望書を提示している。５・６街区の確認調査をするにあたり、趣旨とその後予定している動きを注視してきたが、５月１５日、２２日にＪＲから遺構の全体像を確認して、まちづくりと文化財の保存の両立のあり方に関する具体的な検討を進めるために必要な調査であるという趣旨を説明いただいた。これは港区の要望書とも合致すると判断し、文化財保護法第９９条第１項に基づいて港区教育委員会が確認調査を実施するということで、資料２を用意した。

(港区)

資料２について説明する。この文書は確認調査の主要な内容を記載したもので、具体の調査内容については事業者と今後調整していく。調査の目的は５・６街区の高輪築堤跡の全容を把握し、文化財的評価と保護措置を検討するための知見を得ることである。調査対象は５・６街区の未調査範囲である。調査方針としては、２０２３年１月１１日の「高輪築堤跡の調査の方針について」を基本とし、１～４街区及び５・６街区内の既往調査の成果を踏まえ、本委員会の指導・助言を得て港区教育委員会が事業者と調整のうえ、計画的に実施する。調査体制は、文化財保護法第９９条第１項に基づき、港区教育委員会が事業者の協力を得て実施する。調査方法は、対象範囲内にトレンチを設定して行う。調査位置やスケジュール等は、現地の状況を踏まえ関係機関と調整の上で検討する。調査成果は本委員会で報告の上、議事録を公開するとともに、事業者と協力して現場見学会等を実施する。

(委員長)

質問、意見はあるか。

(ＪＲ)

第３８回委員会で、委員見解として「５・６街区及び隣接地区の高輪築堤跡の遺構と文化財的価値について（２）」という文書をいただき、５・６街区における確認調査の必要性についてご意見をいただいていた。私どもも本委員会の見解も踏まえ、港区の調査に協力していく。ただし、現地は環状４号線工事や京急線連立事業など関連公共工事のヤードや、今年度の開業を予定する４街区の設備置き場にもなっている。物理的な制約及びスケジュールの制約もあるが、調整しながら目的に即した調査ができるように進めていきたい。現時点では７月頃から調査に入ってもらいたいと考えている。引き続きご指導いただきな

- がら、意味のある調査となるよう進めていきたい。
- (事務局 JR) 来週の6月 10 日に第 11 回「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議を開催するが、本日説明いただいた資料 2 を提示して説明したいと考えている。7 月頃から調査を開始したいが、その前に調査内容を伝える良い機会と考えている。
- (委員長) 6 月 10 時点では本資料は公開されていない扱いであるが、資料を提示するのか口頭説明なのか確認したい。
- (事務局 JR) 本日の資料を提示できればと考えている。
- (委員長) 本委員会の見解と、作成者の港区の見解を確認しなければならない。本日の説明は確認調査を実施するという方針のみで、具体的な方法は今後の検討となるため、「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議で詳細を質問されても回答できない。
- (港区) 我々もオブザーバーとして参加している関連した会議体でもあるため口頭での報告であれば、情報提供した方が良いと考える。ただし、本委員会資料の提示については、本資料のみだとこれまでの経緯が分からず、一人歩きしてしまうのではないかと懸念する。
- (委員長) できれば口頭説明でお願いするということだがいかがか。
- (事務局 JR) 基本的には確認調査を実施することを口頭にて説明することとし、合わせてエリアなどを示す資料を提示する方向で検討する。
- (委員長) 説明資料については、JR で作成してもらって良いだろう。現段階では具体的な内容は決まっていないので、基本的な方針について説明する形でお願いしたい。
- (委員一同) 異議なし。
- (事務局 JR) 承知した。
- (委員長) 6 月 10 日の「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議には私が対面で出席するので、必要があれば発言させていただく。
- (事務局 JR) 資料 2 の「2. 調査対象」の『築堤構築前後』とはどういう意味か教えてもらいたい。
- (港区) 時代としての前後という意味で、構築前後という意図である。「高輪築堤跡の調査の方針について」に記載されている事項に基づき、エリア内で出土した遺構や遺物に関しては、調査を実施していく。
- (委員長) スケジュールや調査方法等は今後協議していくことになるが、大きな方針としては 5・6 街区の確認調査を実施していくということで、本委員会の結論としたい。
- (委員一同) 異議なし。
- (JR) 資料 2 の文面だけを見ると、記録保存調査という誤解を生むのではないかと思うがいかがか。

- (港区) その心配はない。確認調査という書き方をしている。一般の方に確認調査とは何なのか、と疑問が生じた場合も、港区教育委員会が出している「埋蔵文化財保護の手引き」という冊子で確認調査という言葉が定義されている。記録保存調査とは別の扱いと理解してもらえる。
- (委員長) 「1. 調査の目的」で、全容を把握して保護措置を検討するための調査と謳っているので、これを記録保存調査と判断する人はいないと思う。
- (委員長) 他に何かなければ、次に進める。

(4) その他

- (委員長) その他、何かあるか。

<部会①・部会②・部会③終了後>

- (委員長) 最後に文化財行政からコメントをもらう。
- (文化庁) 部会③の加工木について、工事の進捗を踏まえた遺跡の調査方法の相談には積極的に応じていきたい。部会①の5・6街区の調査方法についても積極的に協力していきたい。
- (東京都) 部会①の確認調査について、7月頃から始めたいということだが、ホームページでの公開スケジュールを教えてください。
- (JR) 確認調査は本日この場で承認いただいたと思っている。次回の検討委員会において議事録が確定するので準備出来次第、ホームページで公開したい。公開後に現地調査に入る流れで進める。
- (港区) 部会①の確認調査について、7月頃着手ということだが、議事録公開後に注目されることが想定される。現場が動くと開発が始まるという認識の質問も来ると思う。取材等への対応も含めて情報共有など、しっかり連携していきたい。

(5) 閉会

- (委員長) 他になければ部会①を閉会し、部会②に進める。

以上

1 調査経過

(1) トレンチ①	(77.52 m ²)	令和 5 年 10 月 23 日～令和 5 年 11 月 16 日
(2) トレンチ②	(33.18 m ²)	令和 5 年 11 月 27 日～令和 6 年 1 月 16 日
(3) 1 区	(230.4 m ²)	令和 5 年 11 月 15 日～令和 6 年 1 月 25 日
(4) 2 区	(193.4 m ²)	令和 6 年 1 月 18 日～令和 6 年 4 月 15 日
(5) 3 区	(221.6 m ²)	令和 6 年 2 月 14 日～令和 6 年 7 月 5 日

2 調査成果

(1) 埋立土 B について（3 区）

- ①埋立の方向や単位を面的に把握するため、TP+2.0m 付近で鋤取りを行い、平面オルソ合成写真を作成（図 2）
- ②埋立土は、西側から東側に向かって弧状を呈する。北東側から南西にかけては白色粘土、北西側は茶褐色ローム土で主体的に構成される。
- ③弧状の角度や方向の違いは、埋立を行った際の単位の反映していると考えられる。
 - ・3 区東側断面オルソ合成写真では、中央より北側の暗茶褐色土を境に、北側は北下がり、南側は南下がりの斜行堆積（図 2 上）
 - ・トレンチ②東壁オルソ合成写真では、北→南の斜行堆積の上を、南→北の斜行堆積で被覆する（図 1-1）
 - ・トレンチ②南壁オルソ合成写真では、西→東への斜行堆積（図 1-2）

(2) 盛土 X について（2 区）

- ①TP+0.4m 付近まで平均的に堆積、裾部は南北に直線的である（図 3-1）
- ②平面形は、2 区中央を境に、北側は TP+0.5m 付近、南側は TP+0.8m 付近を最高点とする島状を呈する（図 3-2）

(3) 盛土 A について（3 区）

- 東壁の北側、TP-1.0m 付近の東壁で、高さ 0.3m、長さ 4～5m の土山状にローム土を盛った痕跡が 3箇所確認できた（図 4）。
 - = 施工時の盛土の単位か？

(4) 高輪築堤に関連する構造物（3 区）

- ①北側杭列
 - ・調査区北側で直径 8cm、南北 2 列の杭列（1.5m 間隔）を検出。杭列は東側に続くと考えられる（図 5-1）。
 - ・杭頭は西から東に向かって高くなっており、盛土 A の表面高さとも一致（図 5-2）
- ②南側杭列
 - ・調査区南側で直径 10cm、南北 2 列の杭列を検出。西側が 8 の字に開き（幅約 3.0m）、東側は調査区中央付近まで確認（図 5-1）
 - ・2 列のうち、北側 5 本は丸太により倒され、硬質粘土層面で折損していた。
- ③出土した構造物
 - ・調査区に丸太、板材などが散乱していた。丸太①（北側）は直径 20cm、丸太②（南側）は直径 10cm で、丸太①は外皮が付いている（図 5-3）。
 - ・盛土 A 下、黒色粘質土中から検出されている。

(5) 高輪築堤に関連する遺物

- 罫子（図 6）
 - ・残存高 6.4cm、最大径 6.0cm。外面は茶褐色の釉薬、内面は白黄褐色を呈する。
 - ・内面に金属製のピンを受ける部分が一部残り、頂部にはモルタルが付着
 - ・罫子の国産化は明治 6 年（1873）、佐賀、京都、瀬戸などで生産
 - ・明治 8 年（1875）頃に国産化された罫子は、白色で光沢があり、形状は無紐鐘
 - ・電信創業期に用いられたのは外国製の「赤罫子」と呼ばれ、褐色

3 総合所見

(1) 盛土 X の評価

第 41 回調査・保存等検討委員会での所見

- ①TP-0.3m 付近の盛土 A の表面を覆うように自然堆積層が TP±0m 付近まで堆積
- ②自然堆積層を覆うように、グライ化したロームで構成される土が盛土状に堆積（最大高 TP+0.8m）
 - 複線化期（盛土 A）の西側で裾部が海水下にあった段階 = 自然堆積層
 - 盛土 A を補強、あるいは西側の溜池を浚渫した土 = 盛土 X

平面形は盛土 A のように斜面を形成しておらず、島状の堆積であることから、

西側の溜池を浚渫した土 = 盛土 X

(2) 高輪築堤に関連する構造物

①北側杭列

- 調査区東側に続くと考えられ、且つ盛土 A（複線化期の盛土）に合わせて杭頭が切り揃えられている。
- 杭間（1.5m）の土とその周囲の土に違いは認められなかった。

②南側杭列

- 調査区東側には続かず、盛土 A 裾部付近で止まっている。

→ 盛土 A 構築以前（複線化期以前）に物資や人が往来するための柵橋（木組み遺構）

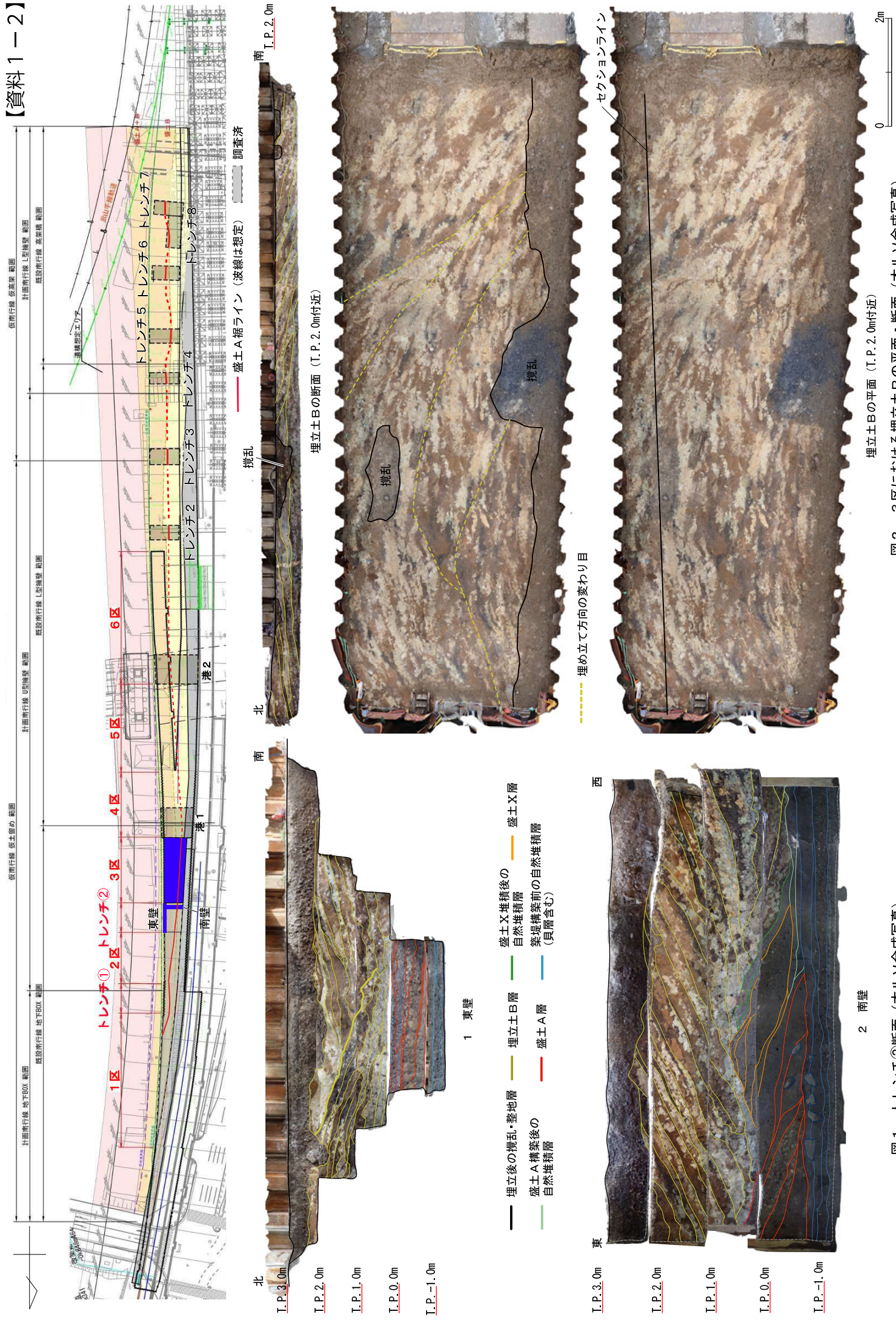


図 1 トレンチ②断面 (オルソ合成写真)

図 2 3区における埋立土Bの平面・断面 (オルソ合成写真)

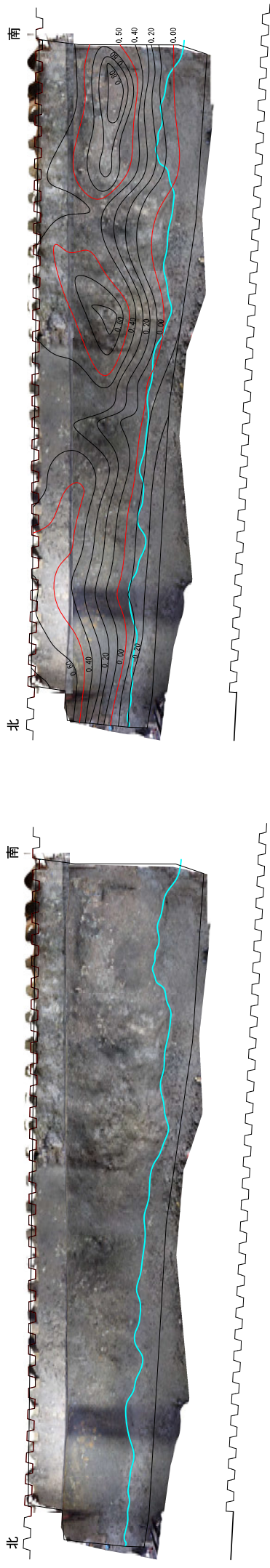
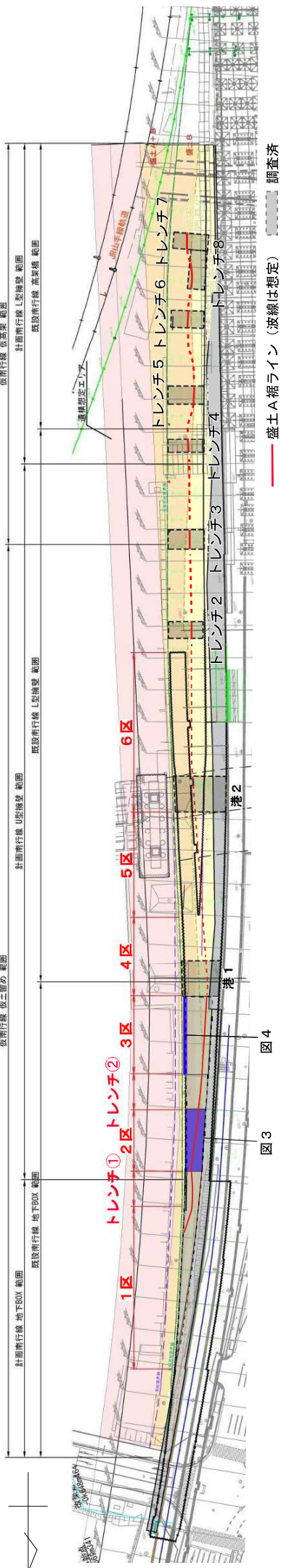


図3 2区における盛土Xの平面（オルソ合成写真）

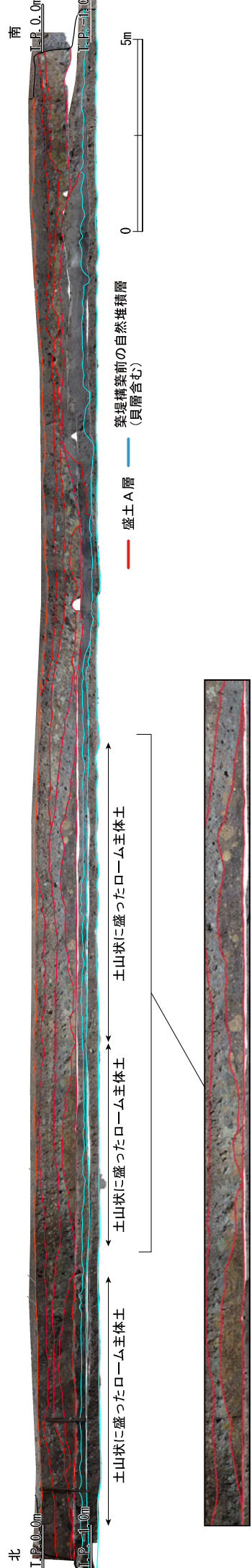
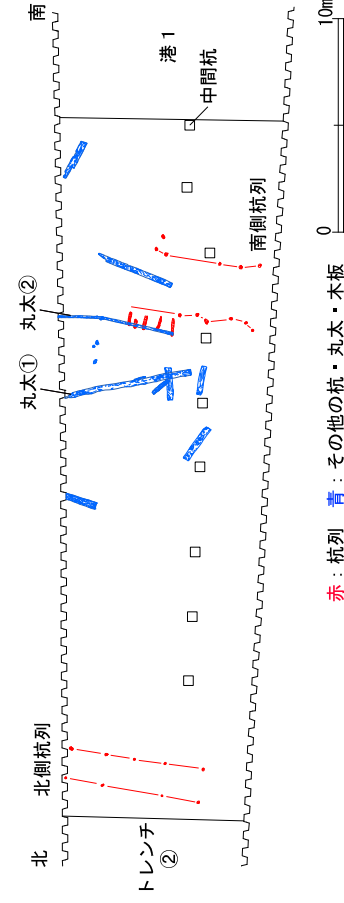
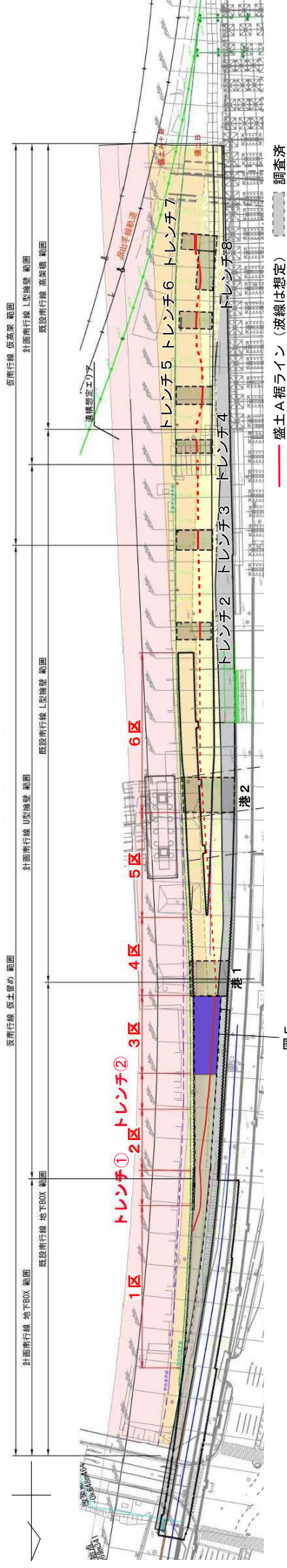
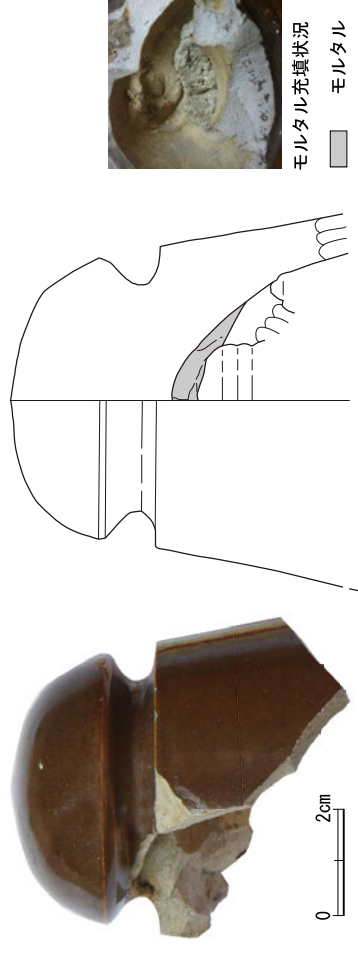


図4 3区における盛土A東壁断面（オルソ合成写真）



1 3区における杭・丸太の出土図



明治8年頃の通信用ピン碍子(藤村(1980)第1図を一部改変して掲載)

出典：藤村哲夫 1980「碁子博物館と碁子の歴史（1）」『NGKレビュー』第41号：63-72



2 北側杭列の検出状況（北東から撮影）



3 丸太の検出状況（南西から撮影）

図5 3区における杭列と丸太の検出状況

図6 3区盛土A下部から出土した罫子実測図(上段)と国産罫子(下段)

位置図 第4回部会資料2-1「京急連立事業（1工区）に伴う環境文化財調査成果について（報告）」（東京都交通局 作成、資料より）

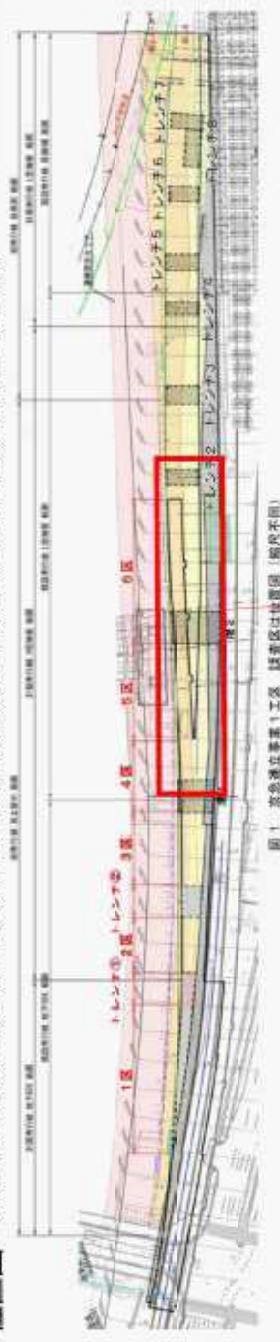
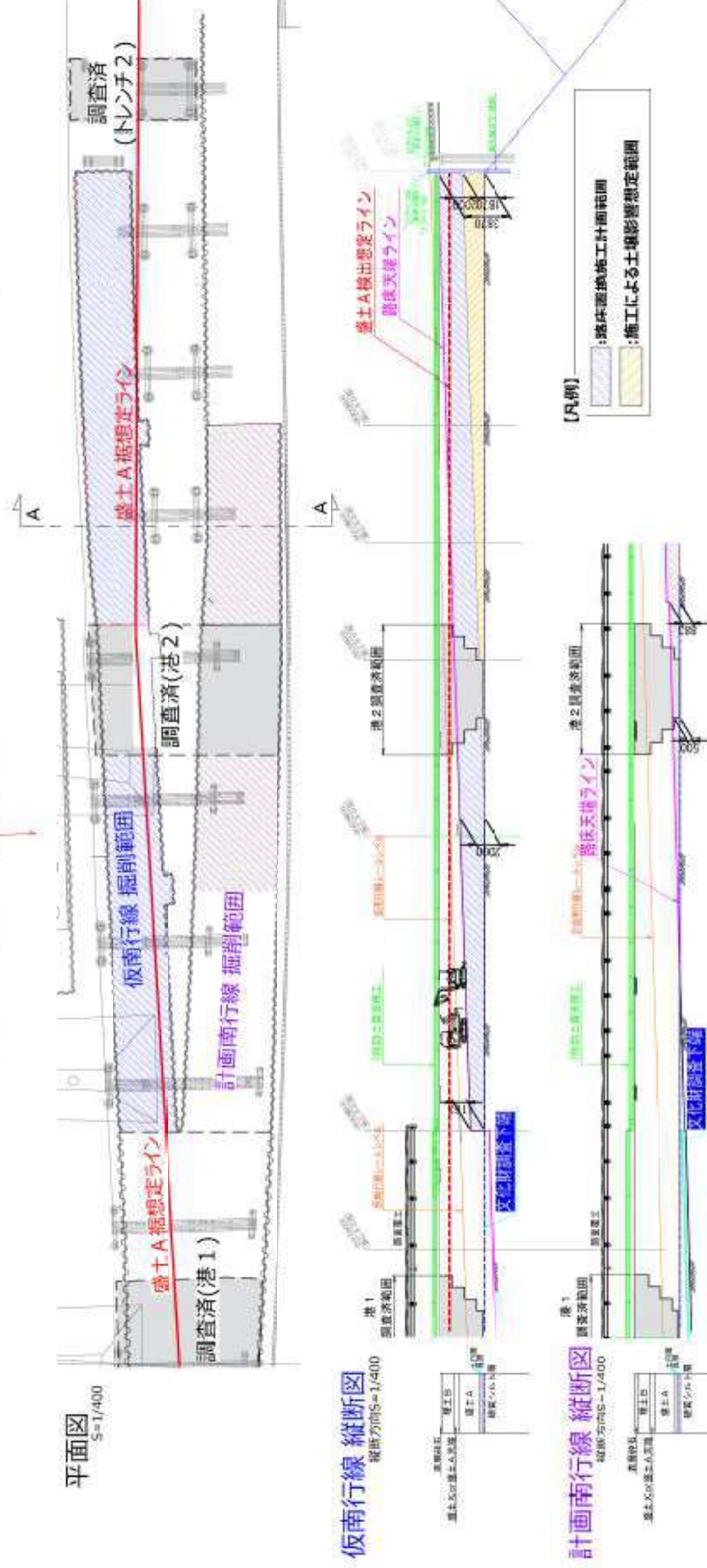


図1 京急連立事業1工区 調査区は特設区（橋内不同）

A-A断面図
S=1/400



仮南行線 縦断面図
縦断方向S=1/400

計画南行線 縦断面図
縦断方向S=1/400

- ・仮南行線の地下から地中の擦付け（勾配）部は、N値が4.0未満の軟弱地盤となっており、鉄道構造物等設計標準・同解説「土構造物において「路床範囲にN値4未満の軟弱な層がある場合は地盤改良を行うものとする」に該当する。
- ・これにより、同設計標準に基づき、軟弱な層である不良路床土を掘削除去し、良質土に改良する置換工法で施工をすすめる計画である。
- ・現在進めている本調査において盛土Aが、当初想定していなかった仮南行線の路床下にまで存在している可能性が高いと見られ、路床置換のための掘削等施工による路床下の盛土Aへの影響が懸念されている。

2023.2.1 第27回 高輪築堤調査・保存等検討委員会【部会①】資料4より

【資料4】

令和5年2月1日
港区・教育庁 作成

京急連立事業（1工区）に係る埋蔵文化財の保護措置について

1 想定される埋蔵文化財

- (1) 第8橋梁に伴う北横仕切堤、①高輪築堤複線化に伴う盛土A、②高輪築堤と旧東海道の間埋立土B、③①及び②が重複する範囲
- (2) 盛土及び埋立土内に想定される遺構は、盛土を押さえるための南北方向の土留め、工区境に敷設された土留め及び堤（東西方向）、杭など

2 工事内容

- (1) 仮設高架橋設置は、羽根径（900 mm）の鋼管杭を打設。撤去に際しては逆回転で引き抜く（影響範囲は直径1200 mm）
電路柱（直径600 mm）は4本
上記の遺構に影響を与えるのは、①（盛土A）＝0本、②（埋立土B）＝94本、③（盛土A＋埋立土B）＝66本である
- (2) 地平化（仮設及び本体工事）で上記②及び③の範囲を約1655㎡に互り開削する

3 調査の方針

「高輪築堤跡の調査の方針について」（2021年1月25日策定、2023年1月11日改訂第3回）に準拠する

図4 P10 係留部（令和4年2月16日調査終了）

電路柱

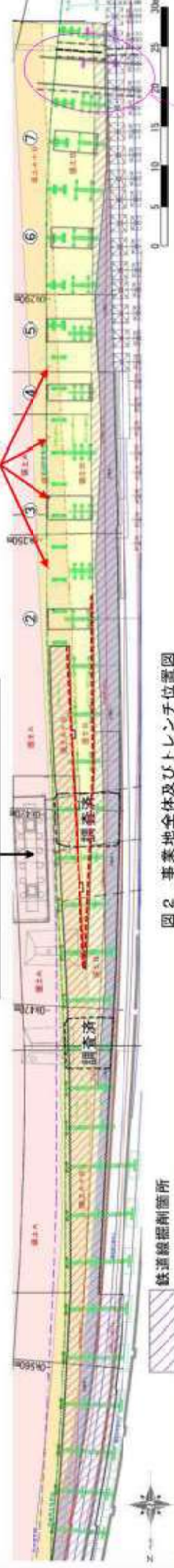


図2 事業地全体及びトレンチ位置図

第8橋梁に伴う北横仕切堤

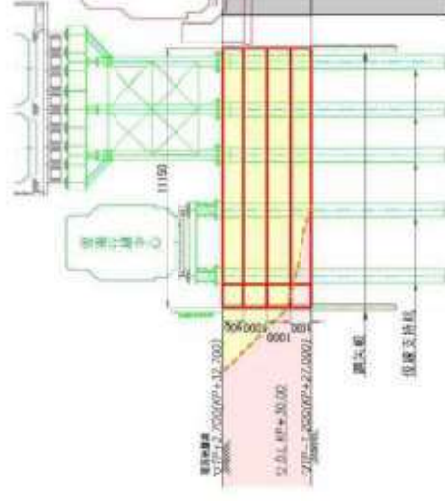


図1 盛土Aと埋立土Bの想定図

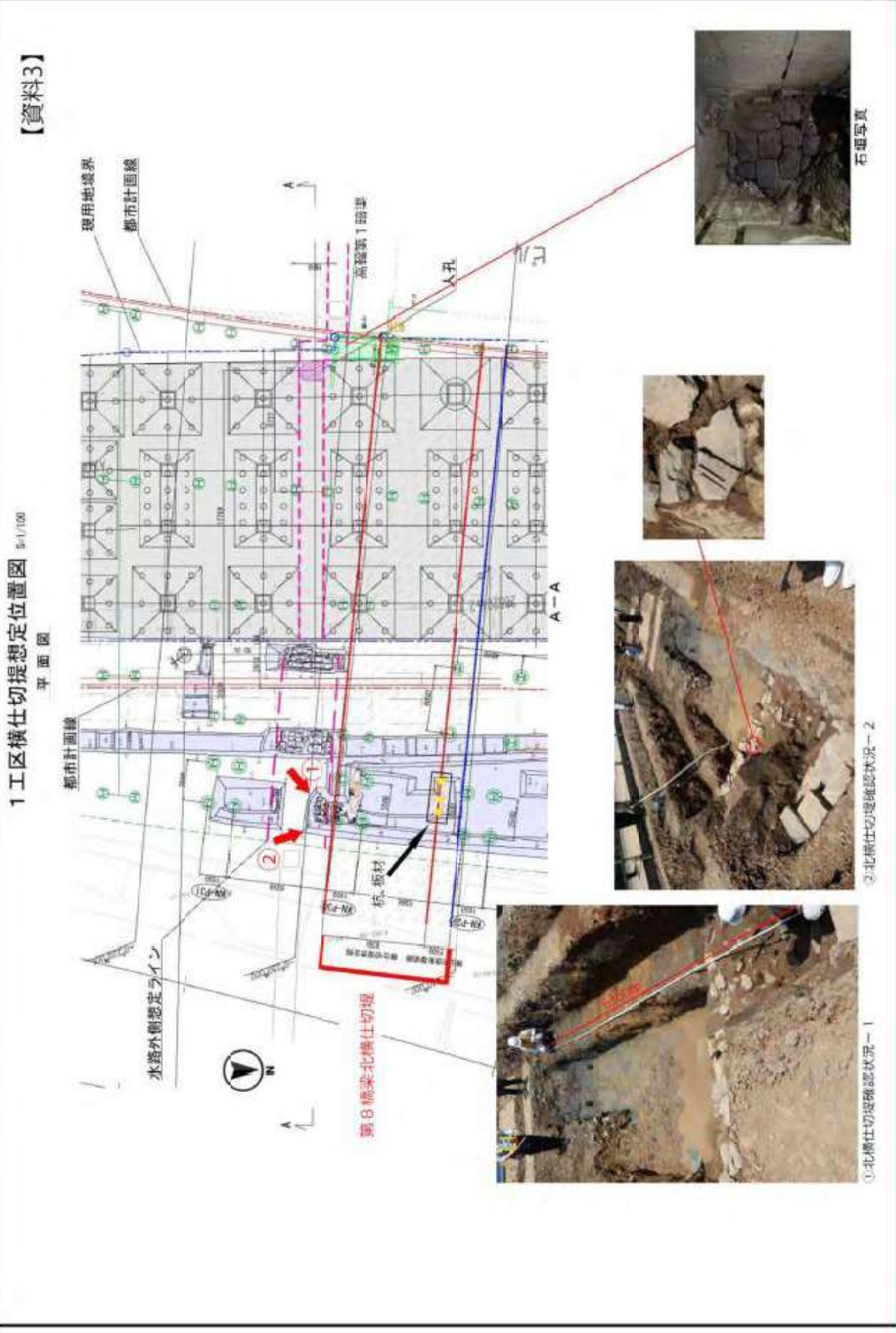
2022.11.9 第23回 高輪築堤調査・保存等検討委員会【部会①】資料3 再掲

第8橋梁部の北横仕切り堤の検討結果（支障回避）について

【資料3-1】

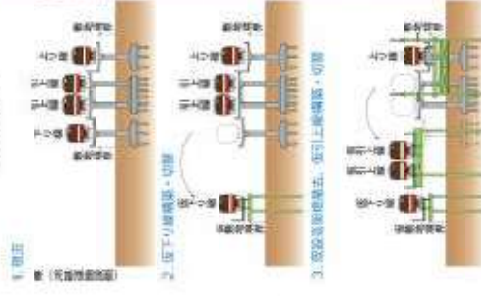
第8橋梁北横仕切り堤位置

【第22回高輪築堤調査・保存検討委員会（9月7日）資料再掲】

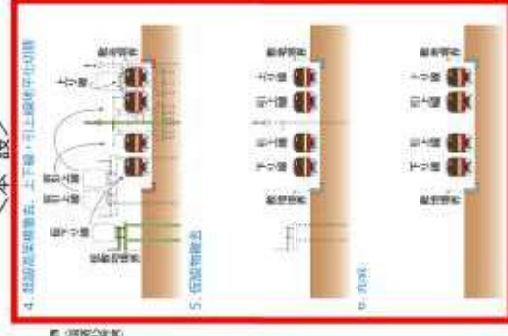


施工順序図

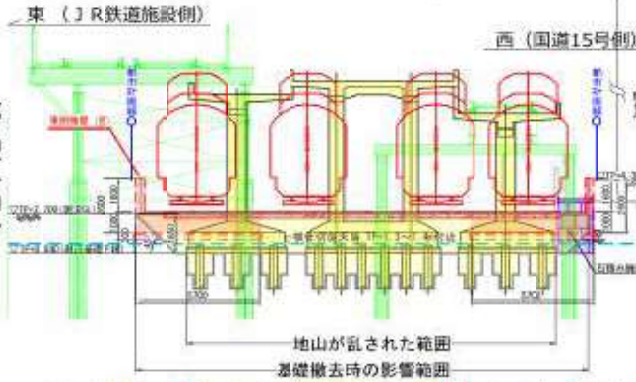
假設



<本設>



横断面 (B-B) $S=1/250$
(地平化時)

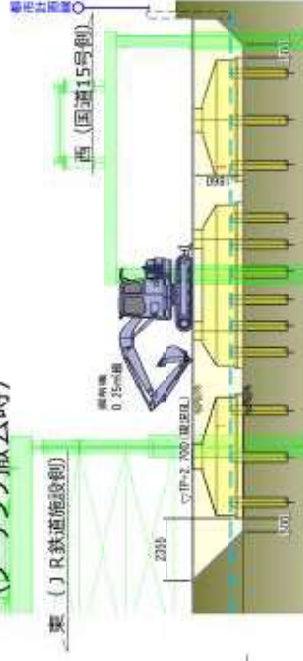


平面图 $S=1/250$

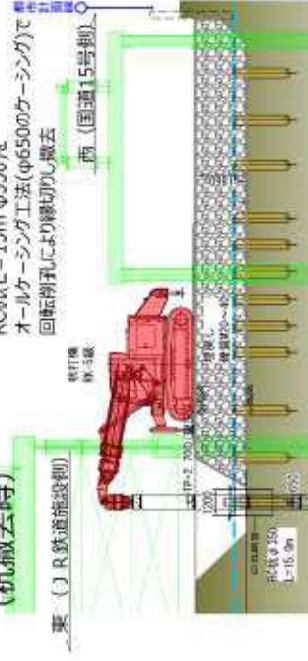


施工(掘削)計画 $S=1/200$

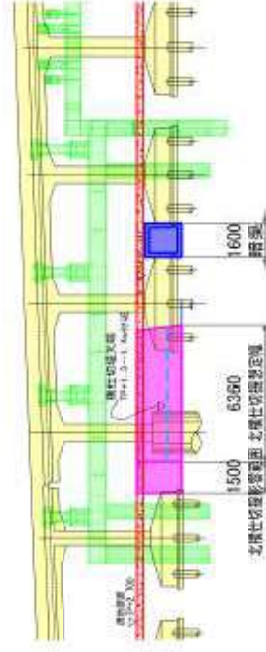
(ワーキング撤去時)



(杭撤去時)



側面図(A-A) $S=1/250$



※施工計画の深度化等により、変更する可能性があります。